

■【トピックス】

株価逆転！



日本では、アベノミクスによる円安と株高が続いています。株高が続いているのは、日本だけではありません。米国や英国でも株高が続いています。一昔前、今後の世界経済をけん引するといわれた新興国の株価は、軒並み下げています。

各国の相次ぐ金融緩和で資金が行き場を失っています。その資金が先進国に流れ込んでいます。これに対して、経済構造の脆弱な新興国の経済が、これからどのように推移するのか気になりますね。

■【ビジネス・アイ】

所得拡大促進税制

社長 「アベノミクスの効果か、円安になって輸出関連企業の業績がいいね」

花野 「そうですね。大企業は株高もあって業績が回復していますね」

社長 「それはそうと、従業員の給料を増やすと法人税の税額控除を受けられる制度ができたみたいだね」

花野 「はい、所得拡大促進税制ですね。基準事業年度より雇用者の給料等の支給額を5%以上増やした場合に、その増加額の10%が税額控除されます」

社長 「そうそう、それなんだけど、うちでも検討してみようと思うんだ。そこで聞きたいんだけど、支給総額だけでなく1人当たりの給与等の平均支給額も増やさないとイケないのかなあ？」

花野 「そうです。支給総額だけでなく、平均給与等も前事業年度より増えていることが適用条件になります」

社長 「そうすると、新入社員をたくさん採用したら、平均給与等が下がって適用されないというケースもありそうだね」

花野 「そうですね。新卒の場合は給与水準が低いので平均給与は下がりますね。ただ、その場合は雇用促進税制というのがありますので、そちらが適用できるか、検討することになります」

社長 「その前に人事計画を精査して、税務上のメリットを受けられるように検討してみるよ」

■【今月のキーワード】

所得拡大促進税制

平成25年4月1日以後に開始する事業年度から平成28年3月31日までに開始する各事業年度において、基準事業年度より雇用者給与等支給額を5%以上多くした場合には、その増加額の10%が税額控除の対象になります。

ここに基準事業年度とは、平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度をいいます。

なお、雇用促進税制とは併用はできず、選択適用になります。

■【今月の1冊】

『なぜ税理士は経営者の期待に応えられないのか』

前田 和人 著

かんき出版 ¥1500

中小企業の経営者とお話していると顧問税理士に対する不満をよく聞きます。不満があれば変えればいいと思うのですが、そうともいかないようです。

そんな社長に是非読んでもらいたい1冊です。社長の期待に応えられない税理士の側の事情が分かります。その上で、二人目の税理士と契約することも検討すべきです。私の知っているできる社長はすでに実践しています。



■【編集後記】

大阪市の橋下市長の発言が物議をかもししています。どうも論点がずれているような気がしますね。弁護士であるにもかかわらず、人権に関する基本的な理解がないようです。今度ばかりは、大きな政治的な失点になりそうです。

『経営のセカンド・オピニオン』vol. 75（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2013.6.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>